

2016年12月21日 第2回生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会 議事要旨

社会・援護局保護課

○日時 平成28年12月21日（金）10:30～12:30

○場所 AP新橋虎ノ門I会議室（3階）

○出席者 大西豊美 岡部卓 奥田知志 古城厚穂 滝脇憲 立岡学 辻井正次
野村泰洋 菱田貴大 水内俊雄 宮澤進（敬称略）

○議題 （1）宿泊施設による支援ニーズへの対応について
（2）その他

○議事要旨

事務局から資料説明を行い、各事業者から実施している支援の実情について報告を受けた後、出席者による意見交換を行った。主な意見は以下のとおり。

- ・ 事業所の人員配置や職種をどうするかは、住宅扶助のあり方や生活扶助本来の目的とどう整合性をとるかという話に繋がるし、支援の質の担保や劣悪な事業所の淘汰という問題に通じる。
- ・ アパートで暮らすことが難しくなった方を受け入れ、ともに暮らすという形で生活支援を行っているが常勤職員1名プラスアルファの職員配置。利用者も重度化しており常時2名の体制を組まないと、認知症の方の徘徊や、救急車等緊急時の対応ができない。
- ・ 生活保護の適正実施の観点から制度の信頼性を担保するために無料低額宿泊所のあり方を検討していく必要がある。どのような場（施設環境、居室等）で、どのような人（資格、専門性、経験年数）が、どのようなサービスの種類と内容を提供しているのか、そしてどのような目標設定（効果、満足）をして支援しているのかを詰めていくことでどんな施設が優良な施設であるかということになる。ある程度モデルになるもの、標準的なことを議論できたらいいのではないか。そのためにどのような共通認識を持ったらいいのか。
- ・ 本人がアパートや無料低額宿泊所がいいといったらそこに入れるという形ではなく、健康状態や生い立ちなどをいろいろ考えて保護施設に措置ということも当然あってしかるべき。措置控えでなく、しっかりとしたスキームを使いつつ、その後、無料低額宿泊所等につなぐことをケースワーカーがしっかり頭に入れながら保護を行って欲しい。

- ・ 採用について、社会福祉士や精神保健福祉士を志す大学4年生を採用している。少なくとも社会福祉主事任用資格。大学にも求人。
- ・ 有資格者も歓迎だが、人とかかわることが好きな人など人間性で採用している。必ず導入研修を実施し、基準に達した者を現場に配置する。資格取得補助制度を設けていて、有資格者が増えてきている。ハローワークや施設の利用者から採用。
- ・ 資格は問わずハローワークで雇用し、実績を見たうえで正社員に採用する。当事者からスタッフになった人に関しては、社会福祉主事は取らせるという感じでスタッフを育成している。
- ・ 生活をともにすることが業務の基本で、上から目線にならないで欲しいが、生活支援にも専門性はあると考えており、検定研修制度を設けている。利用者の多様性に対応して、専門職の人とも連携できるように制度の知識を身につけてもらい、その上でケアプランをつくり、アセスメントもできるように身につけていく。
- ・ サービスメニューを実施する上でチームを組める人が大事。有資格者が応募してきてくれる。社会福祉実習施設となったので育成もしている。資格取得者に理事長賞、有資格者に手当をつけている。伴走型支援士の講座を行い育成している。
- ・ 自治体の立場から現場を見ると、きちんとした職員が配置されていないところで事件・事故が起きている。そこが一番の課題。
- ・ 支援計画策定及び相談援助は、支援者と信頼関係をつくった現場の担当者が行い、上司が承認している。プランを作ることは相手を知る過程でもあり、一回の面接で知り得た情報をはめ込んでいくというよりは、生活を共にしながら作っていく。
- ・ 障害や介護制度も使っているが無料低額宿泊所は、継続的に様々な社会資源につないだり戻したり伴走型の支援を行い、孤立防止をする等、ある意味地域社会の拠点として機能している。
- ・ 福祉事務所からの依頼で無料低額宿泊所に入所する場合も、無料低額宿泊所の方で福祉事務所に同行して申請をする場合も両方ある。福祉事務所等とは頻繁にやりとりを行っている。無料低額宿泊所に任せきりになる福祉事務所もあったり、ケースワーカーによってトラブル時の対応やカンファレンスには参加するなど様々な関わり方がある。
- ・ 地域資源へのつなぎとして、障害者手帳をとることができる人は手帳をとる、障害の作

業所を見てもらい自分で選んでもらう等、最大限地域資源に繋ぐようにしている。

- ・ 無料低額宿泊所の入所期間について、循環型、中間型のイメージで考えるか、ついのみ家、高齢単身低所得層の居住問題まで範疇を広げるかでつなぐというイメージも大きく違って来る。また、サービスも主に就労支援を行う場合と主に生活支援を行う場合で職員配置も変わってくる。
- ・ 無料低額宿泊所の業務はケースワーカーの業務とかぶる部分が多々ある。生活保護としてどうあるべきか検討したい。
- ・ 入口が福祉事務所からの紹介でも本人がきても、アウトリーチでも、処遇に違いはみられない。